

定期巡回 ゆい 港北 料金表

※令和 6 年 4 月～令和 6 年 5 月

【基本報酬 定額報酬/月】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）

◎横浜市地域単価 2 級地 11.12 円 ◎下記介護職員処遇等 22.4%

介護度	単位数	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	5,446 単位	7,412 円	14,824 円	22,237 円
要介護 2	9,720 単位	13,229 円	26,459 円	39,689 円
要介護 3	16,140 単位	21,967 円	43,935 円	65,903 円
要介護 4	20,417 単位	27,789 円	55,578 円	83,367 円
要介護 5	24,692 単位	33,607 円	67,215 円	100,823 円

※連携訪問看護事業所 訪問看護費 ◎横浜市地域単価 2 級地 11.12

介護度	単位数	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1～4	2,954 単位	3,285 円	6,570 円	9,855 円
要介護 5	3,754 単位	4,175 円	8,349 円	12,524 円

※月途中からの利用開始や月途中での終了、短期入所系サービス利用時には日割単位（1 月単位数/30.4 日）での計算となります。

【加算】

項目	単位数
サービス提供体制強化加算 Ⅱ	640 単位/月
初期加算（30 日間）	30 単位/日
総合マネジメント体制強化加算 Ⅰ	1,200 単位/月

◎当事業所は処遇改善加算として、以下の加算を申請しております。

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1,000 分の 137 に相当する単位数
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1,000 分の 63 に相当する単位数
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 1,000 分の 24 に相当する単位数

◎当事業所は下記により サービス提供体制強化加算Ⅱ を算定しております。

- ① 全て従業員に対し、それぞれに研修計画を作成し、研修を実施していること。
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業員の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ③ 全ての従業員に対し、健康診断等を定期的実施すること。

- ④ 訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が百分の四十以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の六十以上であること。

◎当事業所は下記により 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ を算定しております。

- ① 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること
- ② 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- ③ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- ④ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に利用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。
- ⑤ 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

【 通所サービス利用時の減算 】

介護度	単位数
要介護1	△62 単位/日
要介護2	△111 単位/日
要介護3	△184 単位/日
要介護4	△233 単位/日
要介護5	△281 単位/日

【 その他の費用 】

項目	金額	内容の説明
交通費	実費	通常の事業の実施地域を超えて行う場合の交通費

【 通常のサービス提供を越える費用（全額利用者負担）】

項目	金額	内容の説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合などの、介護保険枠外のサービス料金

定期巡回 ゆい 港北 料金表

※令和 6 年 6 月以降

【 基本報酬 定額報酬/月 】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）

◎横浜市地域単価 2 級地 11.12 円 ◎下記介護職員処遇等 24.5%

介護度	単位数	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	5,446 単位	7,539 円	15,079 円	22,618 円
要介護 2	9,720 単位	13,456 円	26,913 円	40,370 円
要介護 3	16,140 単位	22,344 円	44,689 円	67,034 円
要介護 4	20,417 単位	28,266 円	56,532 円	84,798 円
要介護 5	24,692 単位	34,184 円	68,369 円	102,553 円

※連携訪問看護事業所 訪問看護費 ◎横浜市地域単価 2 級地 11.12

介護度	単位数	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1～4	2,954 単位	3,285 円	6,570 円	9,855 円
要介護 5	3,754 単位	4,175 円	8,349 円	12,524 円

※月途中からの利用開始や月途中での終了、短期入所系サービス利用時には日割単位（1 月単位数/30.4 日）での計算となります。

【 加算 】

項 目	単位数
サービス提供体制強化加算 Ⅱ	640 単位/月
初期加算（30 日間）	30 単位/日
総合マネジメント体制強化加算 Ⅰ	1,200 単位/月

◎当事業所は処遇改善加算として、介護職員等処遇改善加算 Ⅰ を申請しております。

・介護職員処遇改善加算 Ⅰ 1,000 分の 245 に相当する単位数

◎当事業所は下記により サービス提供体制強化加算 Ⅱ を算定しております。

- ① 全て従業員に対し、それぞれに研修計画を作成し、研修を実施していること。
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業員の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。

- ③ 全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- ④ 訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が百分の四十以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の六十以上であること。

◎当事業所は下記により 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ を算定しております。

- ① 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること
- ② 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- ③ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- ④ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に利用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。
- ⑤ 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

【 通所サービス利用時の減算 】

介護度	単位数
要介護 1	△62 単位/日
要介護 2	△111 単位/日
要介護 3	△184 単位/日
要介護 4	△233 単位/日
要介護 5	△281 単位/日

【 その他の費用 】

項 目	金 額	内容の説明
交通費	実 費	通常の事業の実施地域を超えて行う場合の交通費

【通常のサービス提供を越える費用（全額利用者負担）】

項 目	金 額	内容の説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合などの、介護保険枠外のサービス料金